東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
（前略） （特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方） 第 46 条　東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第 86 条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが片道 200 キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。 ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。 （注１）「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第 86 条に規定する駅をいう。 （注２）この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。 イ　東京都区内 東武鉄道株式会社 東上線　池袋 その他の線　亀戸、北千住 京成電鉄株式会社線　日暮里 西武鉄道株式会社 池袋線、国分寺線、拝島線、西武秩父線、新宿線　池袋、高田馬場 多摩湖線　高田馬場	（前略） （特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方） 第 46 条　東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第 86 条に規定する当該特定都区市内の中心駅（以下「中心駅」という。）から、旅客会社線の営業キロが片道 200 キロメートルを超える区間内にある駅との場合の旅客会社線区間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。 ただし、特定都区市内にある駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、若しくは特定都区市内にある駅又はその駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。 （注１）「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第 86 条に規定する駅をいう。 （注２）この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。 イ　東京都区内 東武鉄道株式会社 東上線　池袋 その他の線　亀戸、北千住 京成電鉄株式会社線　日暮里 西武鉄道株式会社 池袋線、国分寺線、拝島線、西武秩父線、新宿線　池袋、高田馬場 多摩湖線　高田馬場

現行	改正
小田急電鉄株式会社 小田原線　新宿、渋谷 江ノ島線　新宿 京王電鉄株式会社線　新宿、渋谷 東京急行電鉄株式会社線　大井町、蒲田、五反田、目黒、渋谷 京浜急行電鉄株式会社線　品川 ロ　横浜市内 東京急行電鉄株式会社線　横浜、菊名、長津田 京浜急行電鉄株式会社線　横浜、八丁畷 相模鉄道株式会社線　横浜	小田急電鉄株式会社 小田原線　新宿 江ノ島線　新宿 京王電鉄株式会社線　新宿、渋谷 東急電鉄株式会社線　大井町、蒲田、五反田、目黒、渋谷 京浜急行電鉄株式会社線　品川 ロ　横浜市内 東急電鉄株式会社線　横浜、菊名、長津田 京浜急行電鉄株式会社線　横浜、八丁畷 相模鉄道株式会社線　横浜、羽沢横浜国大
（中略）	（中略）
第３節　定期旅客運賃 （定期旅客運賃） 第 58 条　定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。 (1)　大人定期旅客運賃は、次に掲げる旅客会社線と連絡会社線の定期旅客運賃を併算した額とする。	第３節　定期旅客運賃 （定期旅客運賃） 第 58 条　定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。 (1)　大人定期旅客運賃は、次に掲げる旅客会社線と連絡会社線の定期旅客運賃を併算した額とする。
（中略）	（中略）
(2)　小児定期旅客運賃は、旅客会社線とＪＲ自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。 イ　旅客会社線区間　大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額。ただし、特定小児定期旅客運賃の定めのあるものについては、その特定小児定期旅客運賃	(2)　小児定期旅客運賃は、旅客会社線とＪＲ自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。 イ　旅客会社線区間　大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額
（中略）	（中略）
(3)　旅客会社線とＪＲ自動車線にまたがる場合の小児定期旅客運賃は、第１号に定めるところによって計算した大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。 （注）「別に定める連絡会社線定期旅客運賃」及び「特定小児定期旅客運賃」とは、旅客規則第 98 条から第 98 条の３までに規定するもの及び別に達示したものをいう。	(3)　旅客会社線とＪＲ自動車線にまたがる場合の小児定期旅客運賃は、第１号に定めるところによって計算した大人定期旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。 （注）「別に定める連絡会社線定期旅客運賃」とは、別に達示したものをいう。
（中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定） 第 59 条　旅客規則第 98 条から第 98 条の３までに規定する小児通勤定期旅客運賃の特定及び同第 99 条第１号及び第２号に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第 43 条の規定により、前後の旅客会	（中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定） 第 59 条　旅客規則第 99 条第１号及び第２号に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第 43 条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th></tr>
<tr><td>社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。
（中略）
第７節　座席指定料金
（座席指定料金）
第 71 条　大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて 520 円とする。
２　小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。
（座席指定料金の特定）
第 72 条　第 39 条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、320 円とする。
（中略）
（旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士急行株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金）
第 72 条の２　第 37 条から第 39 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士急行株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、前２条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。
(1)　大人座席指定料金
旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（富士急行株式会社線区間又は WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあっては座席指定料金 200 円）を併算した額
（中略）
（乗車券の有効期間）
第 75 条　乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。
(1)　普通乗車券
イ　片道乗車券
（中略）
(ロ)　東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</td>
<td>（中略）
第７節　座席指定料金
（座席指定料金）
第 71 条　大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて 530 円とする。
２　小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。
（座席指定料金の特定）
第 72 条　第 39 条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、330 円とする。
（中略）
（旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士急行株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金）
第 72 条の２　第 37 条から第 39 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士急行株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、前２条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。
(1)　大人座席指定料金
旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（伊豆急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 110 円、富士急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあっては座席指定料金 250 円）を併算した額
（中略）
（乗車券の有効期間）
第 75 条　乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。
(1)　普通乗車券
イ　片道乗車券
（中略）
(ロ)　東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</td></tr>
</table>

現行	改正
東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(ｲ)の規定にかかわらず、１日とする。 a　東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 （中略） 東京急行電鉄株式会社線 （中略） （有料手回り品及び普通手回り品料金） 第 111 条　鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第１項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。 （中略） ２　普通手回り品料金（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。）は、鉄道・航路区間を通じ、旅客の１回の乗車船ごとに、１個について 280 円とする。 （注）有料手回り品の持込区間が、鉄道・航路区間の間に自動車線区間を介在するときは、前後の鉄道・航路区間は各別に普通手回り品料金を収受する。 （以下略）	東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(ｲ)の規定にかかわらず、１日とする。 a　東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 （中略） 東急電鉄株式会社線 （中略） （有料手回り品及び普通手回り品料金） 第 111 条　鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、旅客規則第 308 条第１項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。 （中略） ２　普通手回り品料金（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。）は、鉄道・航路区間を通じ、旅客の１回の乗車船ごとに、１個について 290 円とする。 （注）有料手回り品の持込区間が、鉄道・航路区間の間に自動車線区間を介在するときは、前後の鉄道・航路区間は各別に普通手回り品料金を収受する。 （以下略）

現行	改正

現行

別表

（236） 小田急電鉄株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、学定、団	
（中略）				
小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線 明治神宮前・代々木上原間	山手線 原宿	勤定、学定	
（中略）				
	東京急行電鉄線 渋谷・中央林間間	山手線 渋谷	同	
	武蔵溝ノ口・中央林間間	南武線 武蔵溝ノ口	同	
（以下略）				

改正

別表

（236） 小田急電鉄株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	片、往、続、勤定、学定、団	
（中略）				
小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線 明治神宮前・代々木上原間	山手線 原宿	勤定、学定	
（中略）				
	東急電鉄線 渋谷・中央林間間	山手線 渋谷	同	
	武蔵溝ノ口・中央林間間	南武線 武蔵溝ノ口	同	
（以下略）				

附則

この通達は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条（注２）中のロの相模鉄道株式会社線に係る改正は令和元年 11 月 30 日から施行する。